

子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外分) のご案内

子育て世帯の支援のため、**新たな給付金の支給**を実施します！

1. 支給対象者

■ 以下の①と②の両方に該当する方

- ① **令和4年3月31日時点で18歳未満の児童（障害児の場合、20歳未満）を養育する父母等**
(※令和5年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)
- ② **令和4年度市民税等均等割が非課税の方** または
新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、**市民税均等割非課税相当の収入となっている方**

※ 上記に該当する場合であっても、ひとり親世帯対象の子育て世帯生活支援特別給付金の支給を既に受けている場合は、本給付金の支給は受けられません。

対象児童年齢 2004年（平成16年）4月2日から2023年（令和5年）2月28日
生まれの児童（障害児は2002年（平成14年）4月2日生まれ以降）

2. 支給額

児童1人当たり一律 **5万円** + 1世帯 **2万円**（市独自）

■ 支給手続きについては裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

* 給付金に関する疑問は、下記コールセンターまでお電話ください。

● 岡山市役所 岡山っ子育成局子育て支援部こども福祉課
「子育て世帯生活支援特別給付金」窓口
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

0120-084-922（受付時間 平日8:30~17:00）



3. 給付金の支給手続き

令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当が支給される方 かつ 市民税等均等割非課税の方

- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ **7月28日**または**8月26日**に、令和4年4月分の各手当を支給する口座に振り込みます。（両方の手当を受給している場合、児童手当で支払先として登録されている口座に振り込みます。）
各手当の振込指定口座をご確認ください。

■上記以外の方（表面1.①と②の両方に該当する方）

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに**郵送**で、または岡山市の**窓口**に**直接**ご提出ください。
- ▶ 申請書は岡山市ホームページ
「<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000030179.html>」からダウンロードできます。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。
- ▶ 申請書等の郵送を希望される場合は、表面のお問い合わせ先にお電話ください。
- ▶ 申請受付窓口開設について

受付窓口を期間限定で開設しています。

- ・岡山市役所1階選挙管理委員室（令和4年8月1日～令和4年10月14日）
- ・岡山市役所9階会議室（令和4年10月17日～令和4年12月28日）
- ・中区役所2階、南区役所3階、東区役所3階（9月～2階）特設窓口
（令和4年8月1日～令和4年9月30日）

受付時間 午前8時30分～午後17時15分（土日祝日を除く）

※令和5年1月4日以降は郵送またはこども福祉課へ持参ください。

▶ 申請期限

申請は令和5年2月28日までに必着のこと。※令和5年2月後半に出生した場合のみ、出生日から15日後まで延長可。（最長令和5年3月15日まで）



**「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。**

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。